

平成十八年十二月十二日提出  
質問 第二四六号

質問主意書に対する外務省の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 質問主意書に対する外務省の認識に関する質問主意書

一 国家公務員は誠実に職務を遂行すべきか。

二 第一六五回国会において、外務省は質問主意書に対する答弁書を誠実に作成したか。

三 質問主意書に対する答弁書を国会法で定められた期限より延期する場合、内閣としては、どのような手続きが必要と認識しているか。

四 第一六三回国会、第一六四回国会、第一六五回国会において、鈴木宗男衆議院議員が提出した質問主意書に対して、外務省が回答期限の延期を申し入れたことがあるか。

五 外務省において、質問主意書に対する答弁書の統括を行っているのは、上月豊久大臣官房総務課長であるかと承知しているが、確認を求めらる。

六 二〇〇六年十二月五日付内閣答弁書（内閣衆質一六五第一八二号）において、

「外務省が保管するワインの内、購入価格が十万円を超えるものは何本か。

外務省が保管するワインの内、購入価格が五万円を超えるものは何本か。

外務省が保管するワインの内、購入価格が二万五千円を超えるものは何本か。

外務省が保管するワインの内、購入価格が一万円を超えるものは何本か。」

という質問に対して、外務省は、

「お尋ねの点を確認するためには、改めて詳細な調査を要するため、お答えすることは、困難である。」

と答弁している。一方で、平成十八年十二月六日の衆議院決算行政監視委員会で、塩尻孝二郎外務省官房長、麻生外務大臣、浅野外務副大臣はそれぞれ「ただ、お尋ねのそれぞれのワインの価格、これについては、もとの書類に戻って調べなければいけないということで、できないということではございませんけれども、非常に時間がかかる、相当の作業が必要だということで、お答え申し上げている次第であります。」（塩尻孝二郎外務省官房長）「リストがありますので、鈴木先生、これは調べようと思ったら調べられないわけじゃありません。」（麻生外務大臣）、「鈴木委員の御指摘に従いまして、当面、まず一本を全部さかのぼって、いつ購入して、幾らだったかということを一八千本全部洗い出すというのは、この国会中にやることは困難でございますので、毎年の購入総数と本数はできるだけ早くお答えをさせていただきます。」

ただし、この国会と言つて、答えが一日、二日、会期をずれてしまうと、ここどうそを言つたということになりますから、できるだけ早くということで御了解を賜りたいと存じます。」（浅野外務副大臣）と答弁している。内閣答弁書では「お答えすることは困難である」との理由で答弁を拒否しておきながら、委員会では時間をかければ答弁することは可能である趣旨の答弁をしていることは明らかな矛盾である。時間をかければ事実関係を明らかにすることができれば、答弁延期の手続きをとり、回答を行うのが筋であるにもかかわらず、かかる方策をとらなかつた外務省の真意を明らかにされたい。

右質問する。